長 泉 町　　基 本 図 １，２

東駿河湾広域都市計画用途地域の変更

長泉町決定

計画図（字界図）１／２

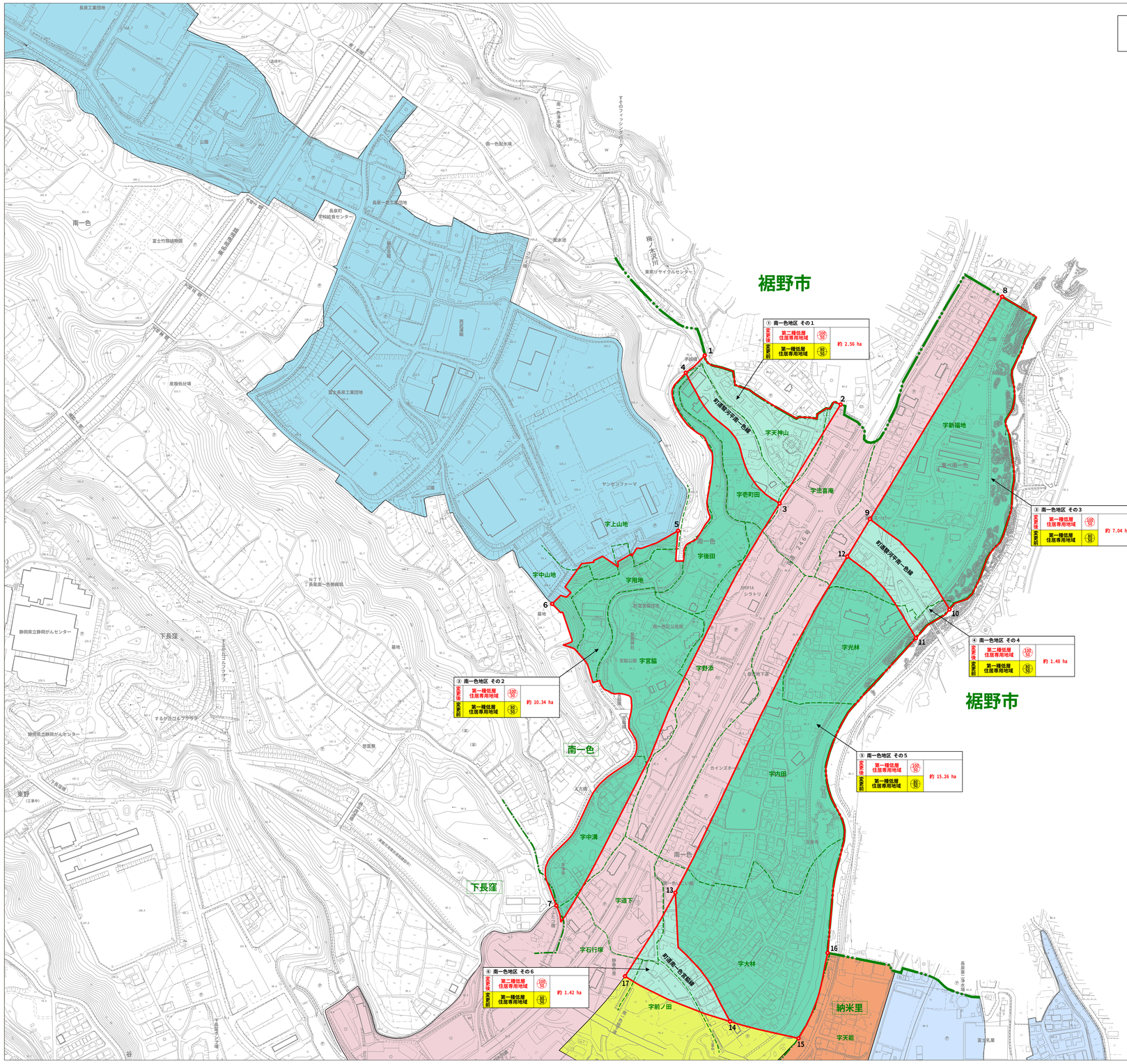

用途地域を変更する区域の説明（①南一色地区 その1）
1～2　裾野市との行政区域界
2～3　現行の近隣商業地域界
3～4　町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線
4～1　市街化区域界

用途地域を変更する区域の説明（②南一色地区 その2）
3～4　町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線
4～5　市街化区域界
5～6　現行の工業専用地域界
6～7　市街化区域界
7～3　現行の近隣商業地域界

用途地域を変更する区域の説明（③南一色地区 その3）
8～9　現行の近隣商業地域界
9～10　町道駿河平南一色線中心線から北東側に36m離れた平行線
10～8　裾野市との行政区域界

用途地域を変更する区域の説明（④南一色地区 その4）
9～10　町道駿河平南一色線中心線から北東側に36m離れた平行線
10～11　裾野市との行政区域界
11～12　町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線
12～9　現行の近隣商業地域界

用途地域を変更する区域の説明（⑤南一色地区 その5）
11～12　町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線
12～13　現行の近隣商業地域界
13～14　町道南一色宮脇線中心線から北東側に36m離れた平行線
14～15　現行の第一種住居地域界
15～16　現行の準住居地域界
16～11　裾野市との行政区域界

用途地域を変更する区域の説明（⑥南一色地区 その6）
13～14　町道南一色宮脇線中心線から北東側に36m離れた平行線
14～17　現行の第一種住居地域界
17～13　現行の近隣商業地域界

符 号 の 説 明	
1	市街化区域界と裾野市との行政区域界との交点
2	裾野市との行政区域界と現行の近隣商業地域界との交点
3	現行の近隣商業地域界と町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線との交点
4	町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線と市街化区域界との交点
5	市街化区域界と現行の工業専用地域界との交点
6	現行の工業専用地域界と市街化区域界との交点
7	市街化区域界と現行の近隣商業地域界との交点
8	裾野市との行政区域界と現行の近隣商業地域界との交点
9	現行の近隣商業地域界と町道駿河平南一色線中心線から北東側に36m離れた平行線との交点
10	町道駿河平南一色線中心線から北東側に36m離れた平行線と裾野市との行政区域界との交点
11	裾野市との行政区域界と町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線との交点
12	町道駿河平南一色線中心線から南西側に36m離れた平行線と現行の近隣商業地域界との交点
13	現行の近隣商業地域界と町道南一色宮脇線中心線から北東側に36m離れた平行線との交点
14	町道南一色宮脇線中心線から北東側に36m離れた平行線と現行の第一種住居地域界との交点
15	現行の第一種住居地域界と準住居地域界との交点
16	現行の準住居地域界と裾野市との行政区域界との交点
17	現行の第一種住居地域界と近隣商業地域界との交点

凡　　例	
	用途地域変更区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	行政区域界
	大字界
	字　界

平成１５年測量
平成１９年測量

Ⅰ.撮　影　平成15年 9月
現　調　平成15年 9月
測　図　平成15年11月
Ⅰ.撮　影　平成19年12月
現　調　平成20年 2月
測　図　平成20年 3月

ステレオプロッター　A8
解析図化機　AC1，BC2
デジタル図化機

１：２，５００

0　50　100　200　300　400　500

裾野市との接合（複製承認番号）平19　裾建都第 76号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平成15　部公　第122号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）平成19　部公　第243号

計画機関名　静 岡 県 長 泉 町
作 業 機 関 名　朝 日 航 洋 株 式 会 社